

花巻市の奨学金制度

のご紹介

花巻市では、学ぶ意欲のある学生を応援するため、無利子で奨学金の貸与を行っています。奨学金には次の2種類があります。



	1. 花巻市奨学金 (返還型)	2. はなまき夢応援奨学金 (返還免除型)
申請できる方	保護者の住所が花巻市内にある方（または市内の児童養護施設に入所している方）で、世帯収入が基準額以下の方 ※収入基準額等については【別紙】認定所得金額の算定方法・収入基準額を参照ください。	保護者の住所が花巻市内にあり、卒業後に花巻市内に居住する意思がある方で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の方 ・児童養護施設に入所している方（※） ・特別支援学校高等部に在籍している方 ・日本学生支援機構給付奨学金に採択された方 ・日本学生支援機構給付奨学金の収入要件を満たす方 ※市内の児童養護施設に入所している場合、保護者の住所が市外でも可
貸与額	学資金 大学生等…月額3万円以内 ※花巻高等看護専門学校生は「大学生等」に該当 入学一時金 10万円以内で希望する額 ※学資金の貸与を受ける方のうち希望者に初回（4月末）に貸与月額とあわせて貸与。入学後の申請は不可	月額3万円以内
貸付利率	無利子	無利子
返還方法	貸与終了後、15年以内に全額返還	貸与終了後、10年以上15年以内に全額返還 ※ただし、花巻市に住所を有している期間は返還を免除します。

「1.花巻市奨学金」には、返還月額の半額を花巻市が補助する返還補助制度（ふるさと奨学生定着事業補助金）があります。

大学等を卒業後、奨学金の返還期間中に花巻市に住所を有している方に対して、返還月額の半額を補助します。補助期間は最長15年間で、補助額を差し引いた金額を返還していただきます。

返還補助制度の利用を希望する方は、花巻市奨学金の貸与申請の書類と一緒に「花巻市奨学金返還補助金申込書」を提出します。

令和8年度奨学生募集の詳細は、令和8年1月に花巻市ホームページでお知らせします。

お問い合わせ先

花巻市教育委員会学務管理課 学務係

〒028-3163 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地

TEL 0198-41-3144 FAX 0198-45-1321

